

第2章 概況

2.1 江南市の概況

2.1.1 江南市の位置・地形

江南市は濃尾平野の北部、清流木曽川の南岸に位置し、東西 6.1 km、南北 8.8 km、面積 30.17 km²の市域です。

「江南」とは木曽川を中国長江(揚子江)に見立てて名づけたもので、地域と木曽川の関係は深く、地域のシンボルとなっています。地形は全般に平坦で、木曽川の恵みを受けた肥沃な扇状地が広がり、温暖な気候・風土とあいまって、暮らしやすい自然環境となっています。名古屋市から 20km 圏に位置し、名鉄犬山線により約 20 分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。また、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道へのアクセスや、県営名古屋空港の利用にも便利な位置にあり、木曽川をはさみ岐阜県側の地域との交通結節点ともなっています。



図 2.1 江南市の位置

2.1.2 江南市の歴史

江南の地は、古くは先土器時代から人が住み、狩猟や採集をしながら生活をしていました。市内では、その後の縄文時代の土器の破片が発見されています。4世紀から6世紀の古墳時代にかけては、今なお残る二子山古墳や富士塚などから、当時の豪族がこの地を治めていたことがうかがえます。荘園の時代を経て、戦国時代には織田信長や豊臣秀吉が若き日を過ごし、江戸時代にはこの地に36か村が存在したこともわかっています。17世紀初めに築かれたお囲い堤により洪水の危険がなくなると、肥沃な土地を活かした農業が発達し、明治時代には養蚕などが盛んになり、絹織物産業が発達しました。その後、化学繊維（人絹）による織物も生産されるようになり、大正元年には現在の名鉄犬山線が開通し、周辺都市との結び付きが強くなりました。

昭和29年6月1日に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の4か町村の合併により江南市が発足し、名古屋市近郊のベッドタウンとして都市化が進んできました。

2.1.3 江南市の産業

江南市における産業別従業者割合をみると、第3次産業での従業者割合が全体の7割以上を占めています。また、全体の構成比率は全国・愛知県での割合と同様の傾向を示しています。

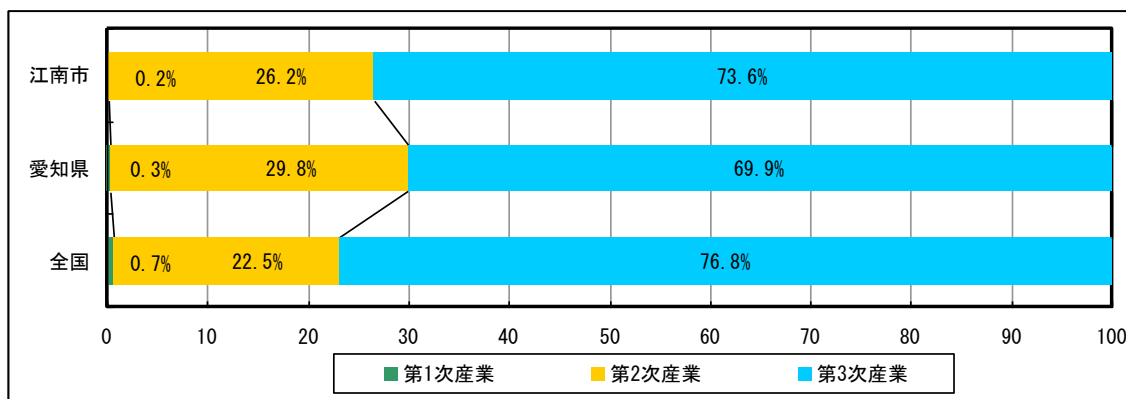


図 2.2 江南市と愛知県・全国の産業別従業者数割合の比較

出典：平成21年経済センサス-基礎調査(総務省統計局)

2.2 事業概要

2.2.1 上水道の概況

江南市水道事業は、昭和 50 年 3 月 31 日に厚生省より創設認可を受け事業を開始しました。

創設当初より、市内の深井戸(自己水源)と愛知県営水道用水供給事業からの受水(県水)を水道水源として計画し、現在に至っています。

下般若配水場では、自己水源 2 ヶ所から導水された水を塩素滅菌し、配水池内で県水と併せてポンプ加圧により各需要者に配水を行っています。また、後飛保配水場では、自己水源 8 ヶ所から導水された水を塩素滅菌し、配水池からポンプ加圧によって各需要者に配水しています。このほか、市内には 5 ヶ所の自己水源があり、個別に塩素滅菌を行ったうえでポンプ加圧によって配水されています。

平成 22 年度現在、給水人口 91,002 人に対して一日最大給水量 35,209m³/日を供給する事業となっています。

2.2.2 簡易水道の概況

江南市内の簡易水道事業には、草井簡易水道事業・草井南部簡易水道事業・南野簡易水道事業が存在します。いずれの簡易水道も、自己水源として深井戸を所有し、塩素滅菌のうえ、ポンプ加圧によってそれぞれの給水区域に配水を行っています。また、各簡易水道の経営は地元の簡易水道組合によって実施されています。

2.2.3 専用水道の概況

江南市水道事業の給水区域内に位置する江南団地には、自家用水道として江南団地専用水道が整備されています。

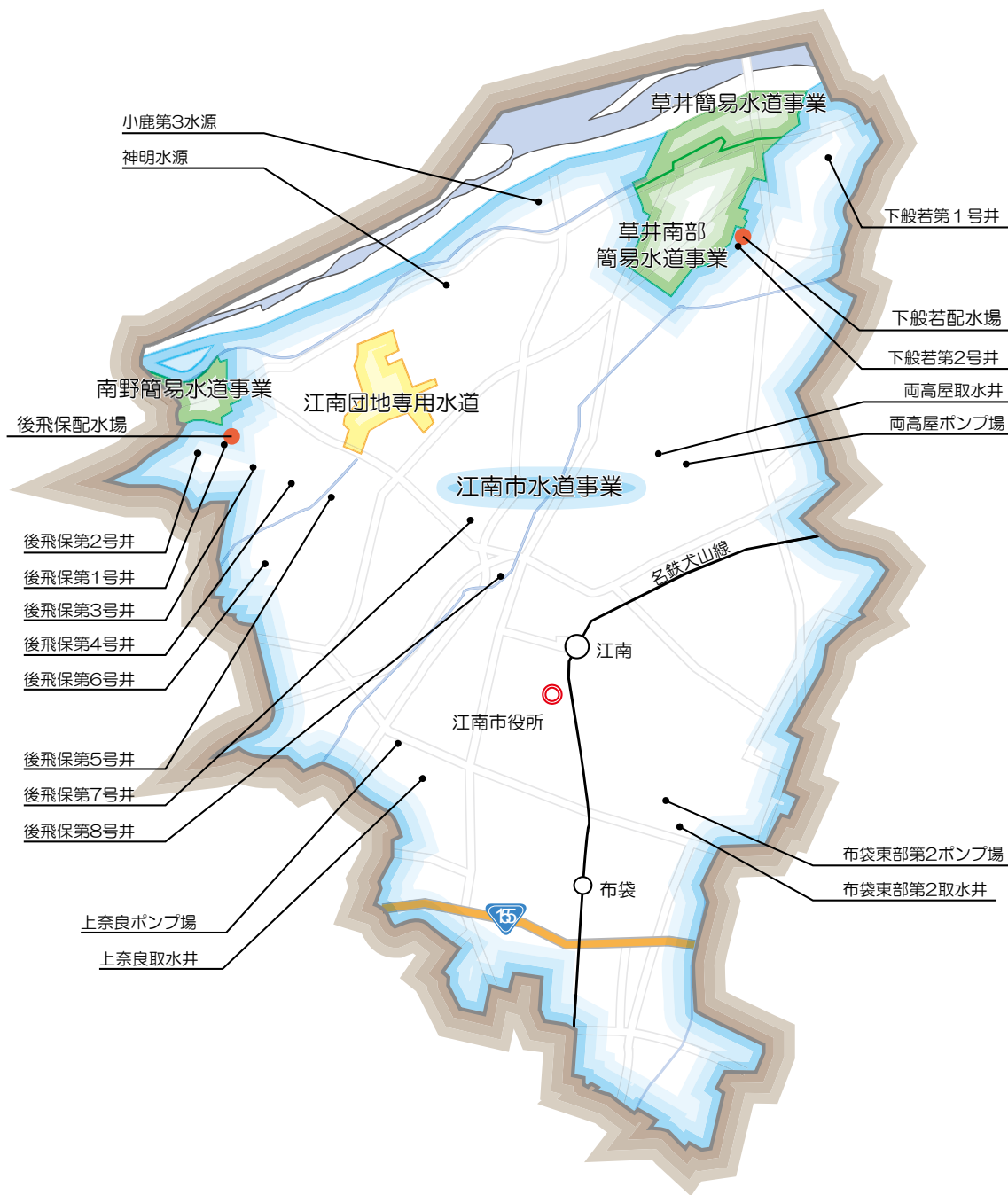


図 2.3 江南市内の水道施設位置図

2.2.4 給水人口及び給水量の推移

江南市水道事業及び簡易水道の給水人口及び給水量の推移を下図に示します。

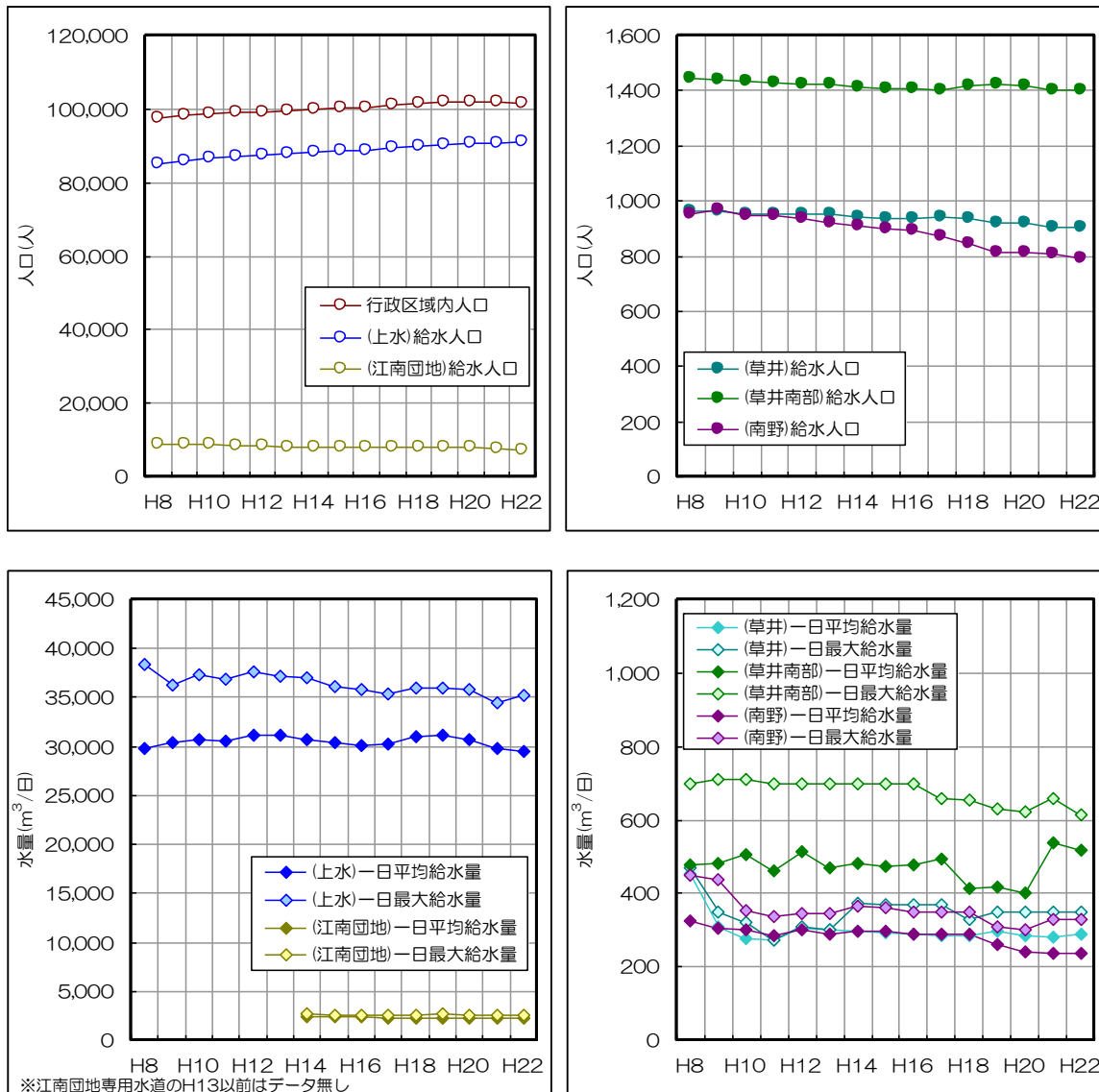


図 2.4 人口及び給水量の推移

平成 8 年度以降、江南市における行政区域内人口は増加傾向にありましたが、平成 21 年度からは微減傾向となっています。一方、江南市水道事業の給水人口については、平成 22 年度まで増加傾向を示していますが、近年はその増加が鈍化する傾向にあります。また、江南団地専用水道や 3 簡易水道では、平成 8 年度以降微減傾向が続いています。

給水量については、上水道・簡易水道とも平成 8 年度以降、横ばいから減少の傾向を示しています。

2.3 水道施設の概要

2.3.1 施設フロー

江南市水道事業では、自己水源から取水した原水を塩素滅菌による浄水処理を行ったうえで、受水した県水と併せてポンプ加压方式によって各需要者に配水しています。

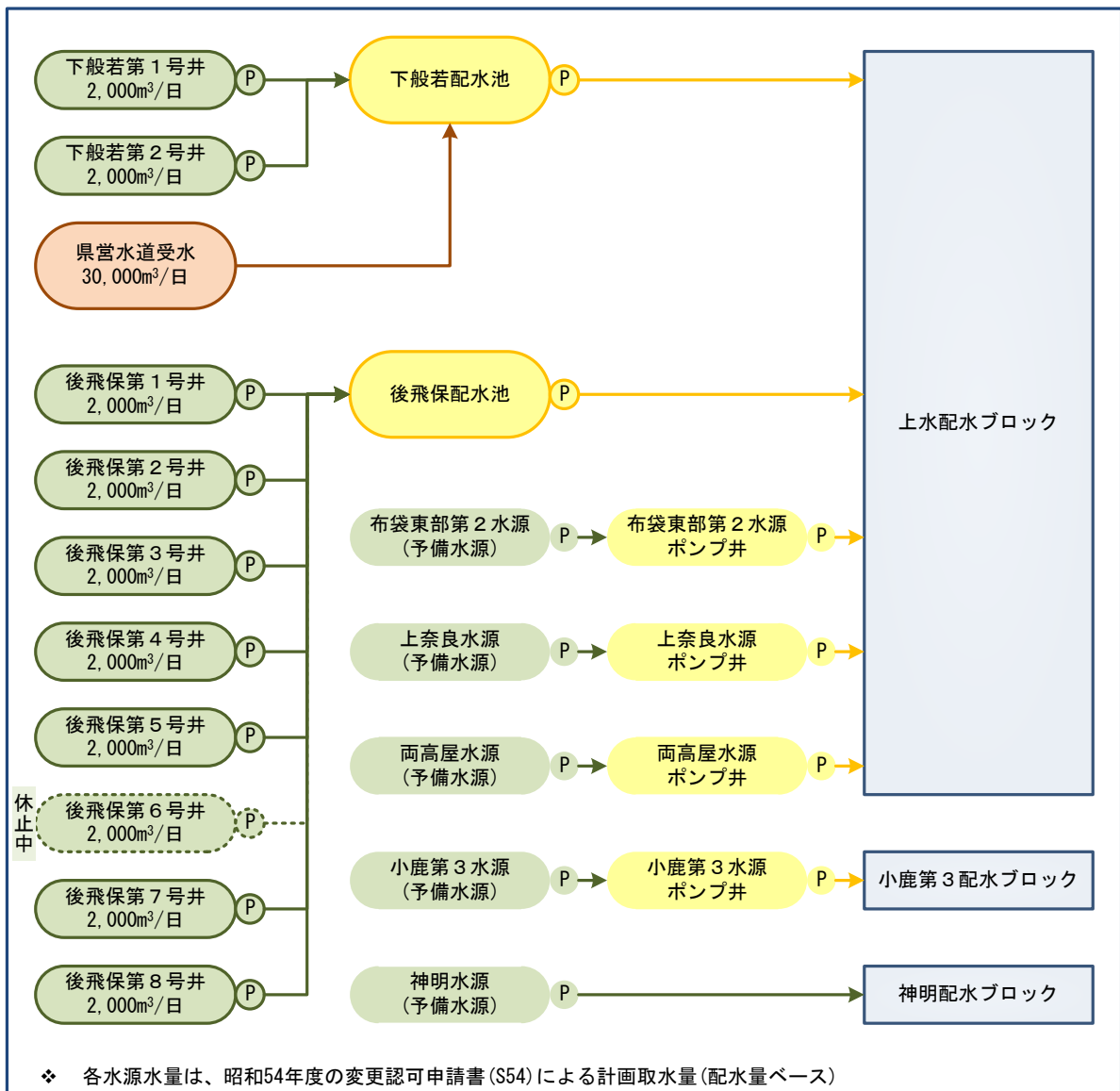


図 2.5 江南市水道事業 現況施設フロー

市内の簡易水道についても、それぞれの自己水源から取水した原水に対して塩素滅菌による浄水処理を行い、ポンプ加圧方式によって各需要者に配水しています。

また、専用水道では水源から取水した原水に塩素滅菌を行ったうえで、配水塔まで送水し、配水塔から自然流下で配水しています。

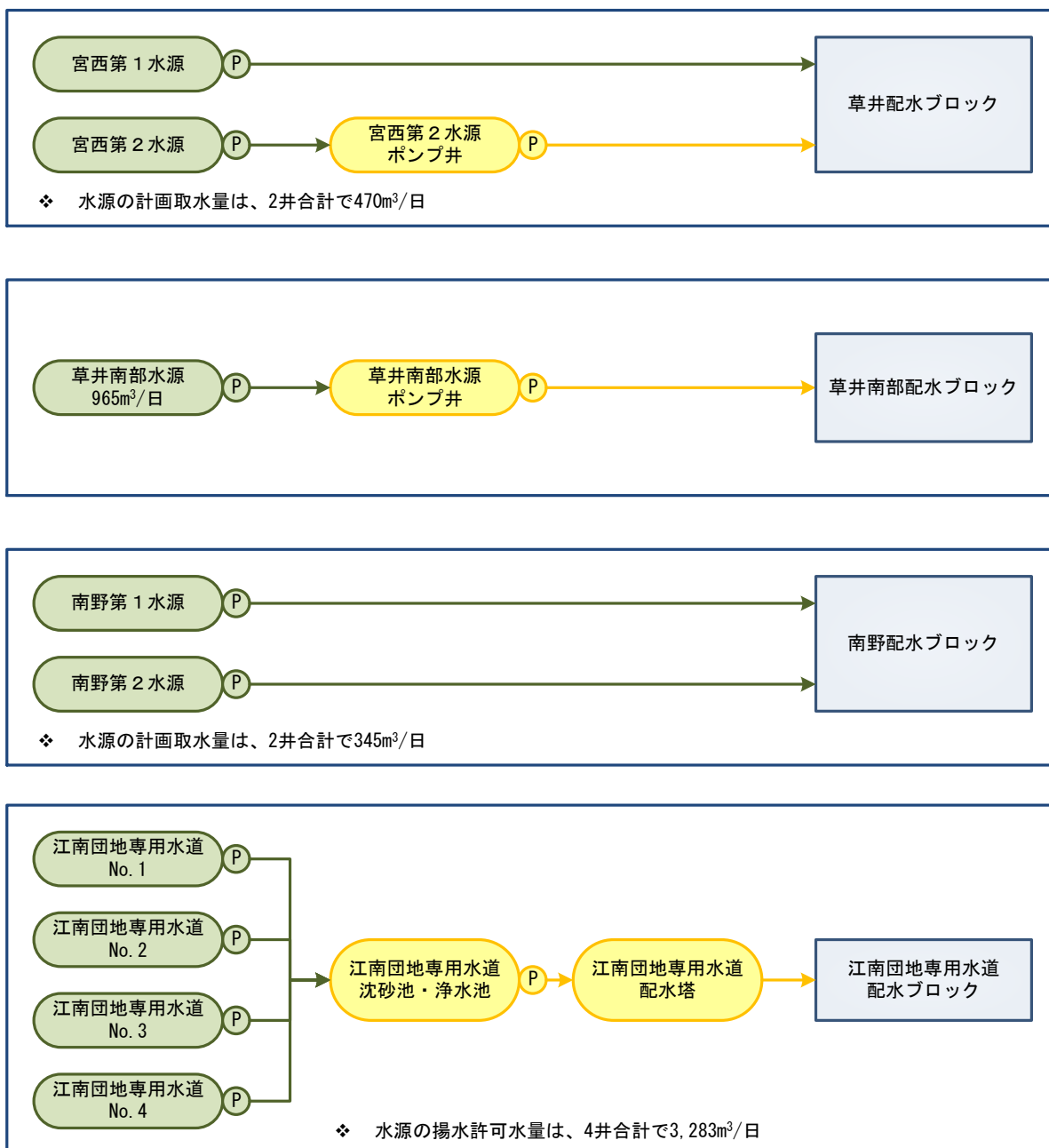


図 2.6 江南市簡易水道事業及び専用水道 現況施設フロー

2.3.2 水道水源(自己水源)の状況

江南市水道事業及び簡易水道事業における自己水源は、以下のとおりです。自己水源はいずれも深井戸であり、一般的に、比較的安定した水源であると言えます。

表 2.1 自己水源の状況

事業名	系統	水源名称	水源種別	既認可取水量	規制揚水量	揚水許可水量 (H22~24)	適正揚水量	
				(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	(m ³ /日)	
上水道	下般若系	下般若第1号井	深井戸	2,000	---	2,000	1,588	
		下般若第2号井	深井戸	2,000	---	1,350	1,820	
	後飛保系	後飛保第1号井	深井戸	2,000	---	1,900	2,120	
		後飛保第2号井	深井戸	2,000	---	1,800	2,213	
		後飛保第3号井	深井戸	2,000	---	1,900	2,446	
		後飛保第4号井	深井戸	2,000	---	2,000	280	
		後飛保第5号井	深井戸	2,000	---	1,900	2,100	
		後飛保第6号井	深井戸	2,000	---	2,000	2,100	
		後飛保第7号井	深井戸	2,000	---	2,000	1,685	
		後飛保第8号井	深井戸	2,000	---	2,000	1,770	
	予備水源系	布袋東部第2水源	深井戸	0	---	50	1,470	
		上奈良水源	深井戸	0	---	50	1,960	
		両高屋水源	深井戸	0	---	50	960	
		神明水源	深井戸	0	---	50	---	
		小鹿第3水源	深井戸	0	---	50	---	
	上水道 合計				20,000	12,800	19,100	22,512
	草井	宮西第1水源	深井戸	470	---	---	---	
宮西第2水源		深井戸						
草井南部	草井南部水源	深井戸	965	---	---	---		
南野	南野第1水源	深井戸	345	---	---	---		
	南野第2水源	深井戸						
簡易水道 合計				1,780	---	---	---	
江南団地 専用水道	No.1	深井戸	---	---	3,283	---		
	No.2	深井戸	---	---		---		
	No.3	深井戸	---	---		---		
	No.4	深井戸	---	---		---		

*既認可取水量： 厚生労働省より認可を受けた年間の一日当たりの最大取水量

*規制揚水量： 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱によって定められた市全体の年間の一日当たりの平均取水量

*揚水許可水量： 愛知県知事より許可を受けた年間の一日当たりの平均取水量

*適正揚水量： 井戸の能力を測定する揚水試験によって得られた、井戸を健全に使用するために取水可能な水量



図 2.7 下般若第 1 号井

図 2.8 後飛保第 5 号井



2.3.3 水道水源(県水)の状況

江南市水道事業では、愛知県営水道用水供給事業から下般若配水場において水道用水を受水しています。愛知県営水道用水供給事業は、愛知県が事業主体となって、水道用水を愛知県内の市町村に供給する事業です。江南市が受水している水道用水は、県営水道犬山浄水場から送られています。犬山浄水場は、木曽川総合用水事業によって建設された岩屋ダムを水源として、直接、木曽川の表流水を取水し、浄水処理をおこなっています。



図 2.9 犬山浄水場全景

(愛知県企業庁 HP より)

県水の受水量は、江南市水道事業の既認可計画では、 $30,000\text{m}^3/\text{日}$ となっていますが、愛知県営水道用水供給事業が平成 18 年度に見直した計画では $31,600\text{m}^3/\text{日}$ が確保されています。

2.3.4 配水池の状況

江南市水道事業における配水池の一覧を以下に示します。

表 2.2 江南市水道事業配水池一覧

配水池名称	構造	形状	容量	備考
下般若配水池	RC造	内法25.5m×41.1m×有効水深5.5m	5,700m ³ ×2池= 11,400m ³	ポンプ室併設
後飛保配水池	RC造	内法31.0m×16.3m×有効水深5.5m	2,700m ³ ×2池= 5,400m ³	



図 2.10 下般若配水池外観

図 2.11 下般若配水場ポンプ室



図 2.12 後飛保配水池外観

図 2.13 後飛保配水場ポンプ室



2.3.5 水道管路の状況

江南市水道事業における管路延長の合計は、約 629km に及びます。管種別にみると、小口径の管路を中心に硬質塩化ビニル管の割合が高く、全体管路延長の 8 割以上を占めています。

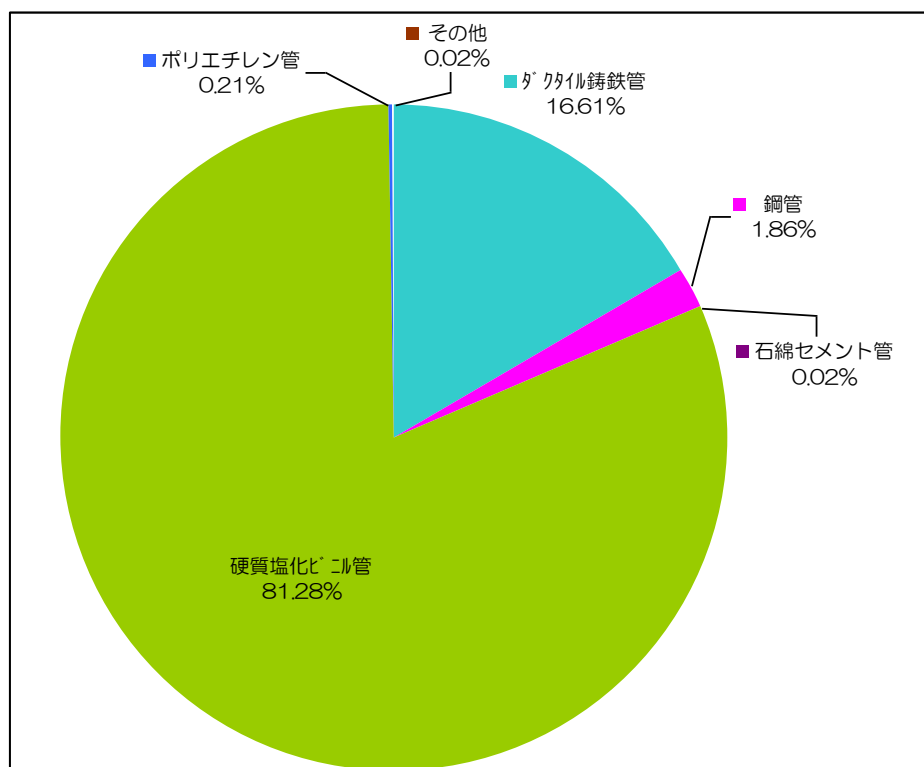


図 2.14 江南市水道事業管種別延長比率 (愛知県の水道より 平成 22 年度末時点)

2.4 維持管理と経営

2.4.1 組織体制と職務分掌

江南市水道事業における現在の組織体制は以下のとおりです。

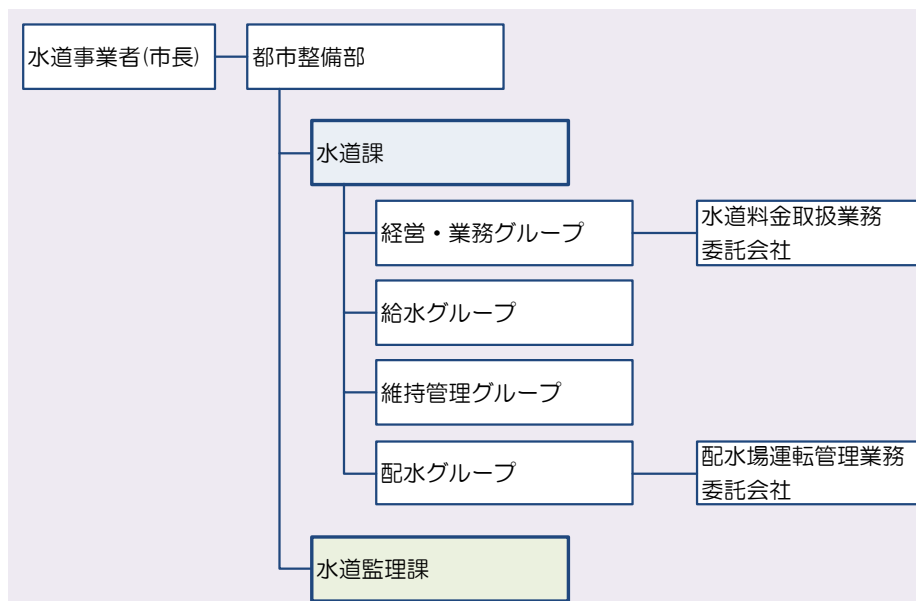


図 2.15 江南市水道事業組織体制図

また、各課の職務分掌は以下のように定めています。

<水道課>

- ◆ 水道事業の健全経営を行うため、適正な会計事務をすること。
- ◆ 水の大切さ及び節水への市民の意識を高めるため、啓発活動をすること。
- ◆ 簡易水道組合との統合を図るため、連絡調整及び諸手続をすること。
- ◆ 水道事業経営に必要な財源を確保するため、公平かつ公正に水道料金を徴収すること。
- ◆ 計画的に配水管を整備するため、配水管の布設及び改良工事をすること。
- ◆ 給水装置工事を正確に施工するため、審査及び指導監督をすること。
- ◆ 水道事業以外の事業者が工事を進めることができるよう、支障となる配水管、付属物等の移設工事をすること。
- ◆ 漏水及び給水異常に対応するため、配水管、付属物等を維持管理し、配水管路図を整備すること。
- ◆ 安全な水の安定供給を図るため、取水、浄水、送水及び配水場施設等の維持管理及び運転管理をすること。

- ◆ 計画的に水道水を供給するため、取水及び配水量の調整をすること。
- ◆ 水道水の水質保全を図るため、水質検査をすること。

<水道監理課>

- ◆ 効率的に建設工事の請負の発注を行うため、一括して契約及び検査をする。

2.4.2 職員数

平成22年4月1日時点の職員数は、以下のとおりです。

表 2.3 江南市水道事業職員数

職員区分	職員数 (H22.4.1)	前年度からの 増減
課長	1人	0人
副主幹	3人	1人
主査	1人	-3人
主任	6人	-1人
主事	1人	1人
書記	2人	0人
合計	14人	-2人

2.4.3 平成22年度水道事業決算の概要

平成22年度における江南市水道事業の決算の概要を下図に示します。収益的収支(経常的収支)とは、水道水をつくり、それを家庭まで送り届ける費用とその財源です。一方、資本的収支(投資的収支)とは、水道施設の新設・整備・改良のために必要な費用とその財源です。平成22年度の決算では、水道料金による収入によって純利益を計上することができ、将来の施設改良に備えた財源に充てることができました。また、既存の水道施設の改良についても、新たに企業債を発行することなく、内部留保資金によって事業を行いました。

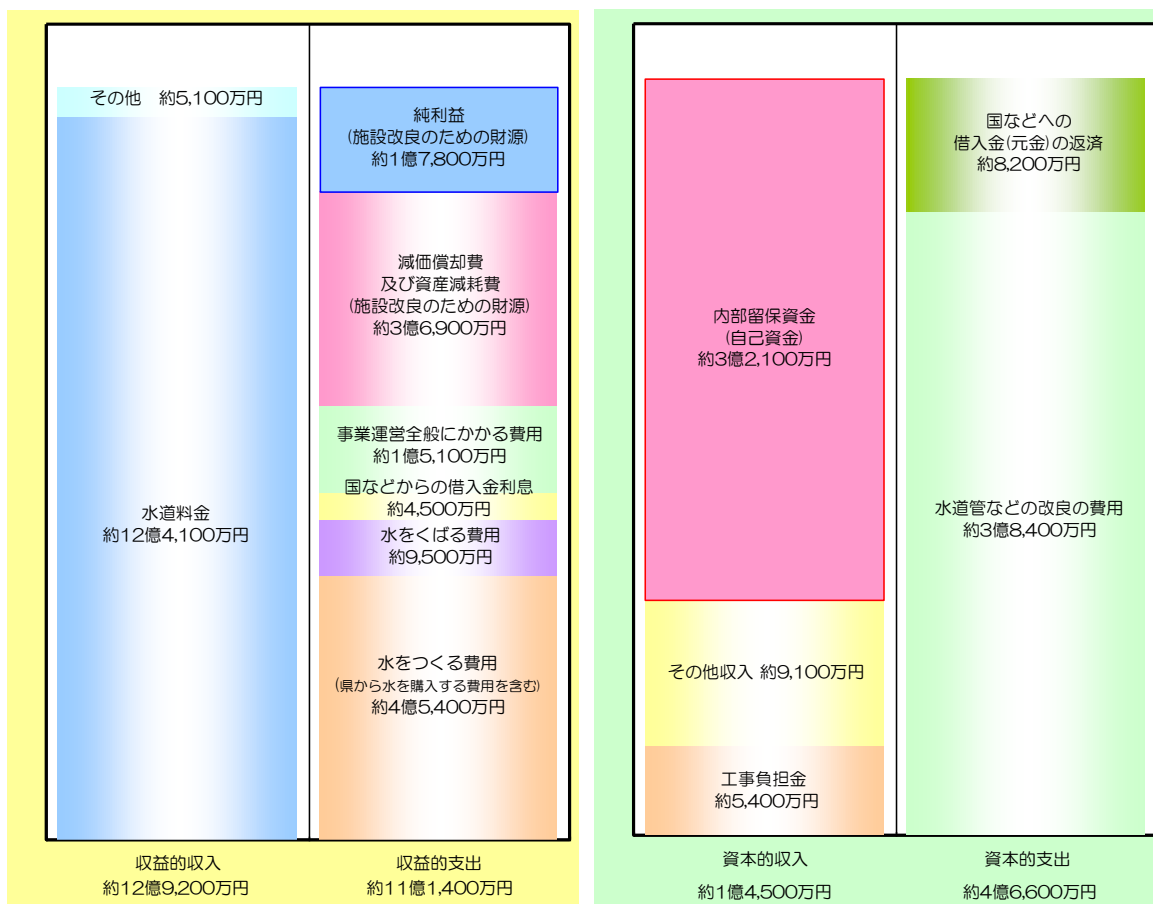


図 2.16 平成22年度江南市水道事業決算の概要

2.4.4 水道料金

江南市水道事業の水道料金は、用途別料金体系を採用しています。現在の水道料金は下表のとおりです。

表 2.4 江南市水道事業の料金表

区分	基本料金		超過料金	
	使用水量(1ヶ月当たり)	料金(1使用月につき)	使用水量(1ヶ月当たり)	料金(1m ³ 当たり)
一般用 官公署用 営業用	5m ³ 以下	450円	5m ³ 超~10m ³ 以下	90円
			10m ³ 超~20m ³ 以下	105円
			20m ³ 超~40m ³ 以下	130円
			40m ³ 超~60m ³ 以下	155円
			60m ³ 超~80m ³ 以下	185円
			80m ³ 超	215円
湯屋用	100m ³ 以下	9,000円	100m ³ 超	105円
臨時用	---	---	1m ³ につき	230円

<水道料金計算例>

一般用のご契約で、2ヶ月で50m³ ご使用いただいた場合(1ヶ月の使用水量=25m³)

表 2.5 水道料金計算例

区分	使用水量 (1ヶ月当たり)		料金 (1m ³ 当たり)	1か月分	2か月分
基本料金	5m ³ 以下	5m ³	---	450円	900円
超過料金	5m ³ 超~10m ³ 以下	5m ³	× 90円 =	450円	
	10m ³ 超~20m ³ 以下	10m ³	× 105円 =	1,050円	
	20m ³ 超~40m ³ 以下	5m ³	× 130円 =	650円	
	超過料金 計			2,150円	4,300円
水道料金 合計 (税抜)	25m ³			2,600円	5,200円

※ 上記により算出した基本料金と超過料金のそれぞれに消費税相当額を加算したものの合計額が皆様への請求額となります。

また、水道料金の納付については口座振替の他、納入通知書によって指定金融機関、市役所、各支所、水道課の窓口やコンビニエンスストアでのお支払いも可能です。